

収入なし、または非課税収入のみでも…
 (※3) **こんな方は市・県民税の申告が必要です**

- 国民健康保険の加入者およびその世帯主の方
- 後期高齢者医療制度の加入者およびその世帯の方
- 介護・障がい福祉サービス等を利用している方およびその世帯の方
- 国民年金保険料の免除申請をする方およびその世帯の方
- 保育所、認定こども園等に入所しているお子さまがいる方
- 奨学金や就学援助制度を利用する方
- 前年中に「課税収入(所得)がなかった」という内容の『非課税証明書』が必要な方



check 2 申告に必要なものを準備しよう

共通

- 個人番号の確認ができる書類(マイナンバーカード等)
- 本人確認ができる書類(運転免許証等)
- 税務署からの通知(※送付があった方のみ)

チェックをしてみよう



申告することで還付を受けたい方

- 還付先の口座番号が確認できるもの(預金通帳等)

給与所得者・年金受給者の方

- 源泉徴収票(原本)(※4)

農業・営業・不動産所得等がある方

- 収入金額と必要経費が確認できる書類(※4)

収支内訳書を作成してご持参ください。

雑所得・一時所得がある方

- 収入金額と必要経費が確認できる書類(証明書等)(※4)

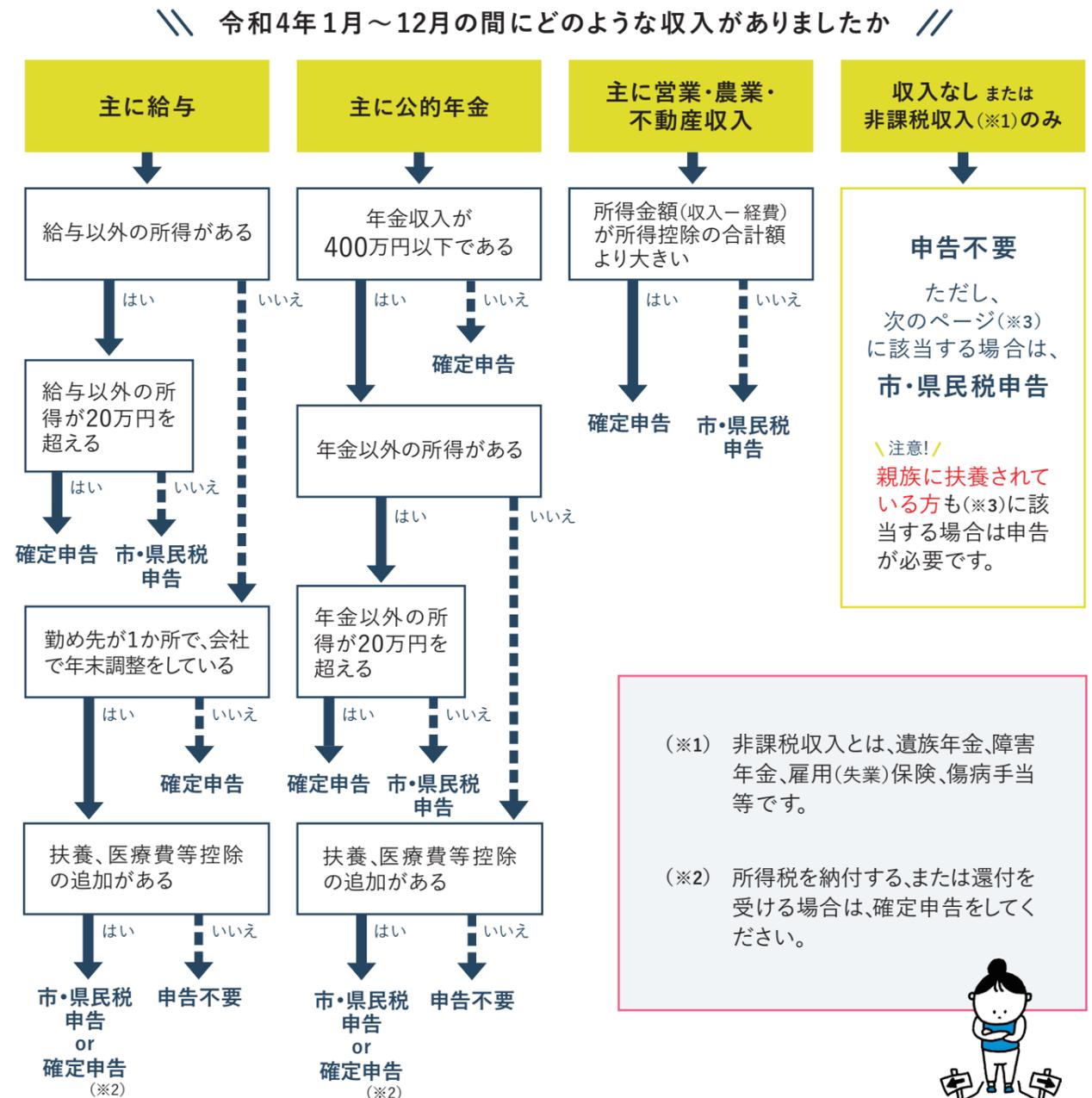
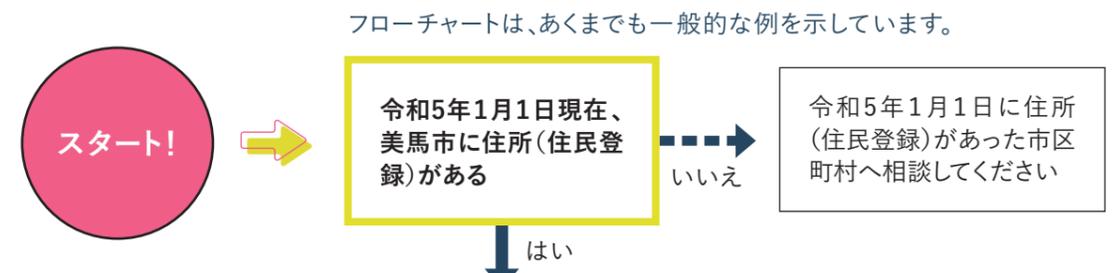
(※4) 令和4年中に支払ったものに限りです。

各種控除を受けたい方

- **社会保険料控除**
 - 領収書(原本)または支払い証明書等(※4)
- **生命保険料・個人年金保険料・地震保険料等控除**
 - 控除証明書(原本)(※4)
- **障害者控除**
 - 障害者手帳または障害者控除対象者認定書等
- **寄附金控除**
 - 受領証明書
- **医療費控除**
 - 医療費控除の明細書(※4)または医療費通知(原本)

領収書だけでは控除を受けることはできませんので、医療費控除の明細書を作成してご持参ください。

check 1 申告が必要かどうか確認しよう



(※1) 非課税収入とは、遺族年金、障害年金、雇用(失業)保険、傷病手当等です。

(※2) 所得税を納付する、または還付を受ける場合は、確定申告をしてください。





いつ、どこで申告したらいいのか確認しよう

お住まいの地区によって会場と日時が決められています。



美馬町にお住まいの方

会場 美馬町市民サービスセンター3階大会議室 **時間** 午前9時30分～午後3時

月日	地区
2月28日(火)	小長谷、星條、芝坂東、芝坂中、岡、蕨草、大久保、切久保、昭和、上久保、入倉、清田上、清田下、丈寄
3月1日(水)	駅東、駅中央、駅西、中山路北、中山路東、中山路中、中山路西、中山路南、坊僧
3月2日(木)	妙見、喜来、天神、井川、鍵掛滝ノ宮、野田ノ井南、野田ノ井北、中村、藤宇、惣立山
3月3日(金)	和進、谷口、露口、宗ノ分、ナロヲ第1、ナロヲ第2
3月6日(月)	西村、宮北、上野、中島、竹ノ内、中上、城、中西、八幡、吉水
3月7日(火)	東宗重北、東宗重南、東宗重中島、中宗重東、中宗重南、中宗重中、中宗重西、蛭子、土ヶ久保、段池梅
3月8日(水)	中野、夏弥喜、沼田、西荒川、東荒川、高倉、東原、突出、猿坂

穴吹町にお住まいの方

会場 穴吹農村環境改善センター1階多目的ホール **時間** 午前9時30分～午後3時

月日	地区
3月9日(木)	調子野、支納、梶山、宮内西、宮内東、首野、田方、大内、知野、猿飼、丸山、新名
3月10日(金)	三谷全域(南部含む)、小島全域
3月13日(月)	奈良坂、奈良坂中、奈良坂上、奈良坂第3団地、市場、岡、中央、上谷、中屋、宝、空野、市ノ下、新山、西成戸、東成戸、成戸団地、尾山
3月14日(火)	岩手、岩手上、北岡1、北岡2、北、盤若、大平台、辻、中、藪ノ下、畑中、柏、常盤、井手端、土場
3月15日(水)	舞中島全域、平馬、初草、初草上、仕出原、中野、西山、中野宮、西谷、淵名1、淵名2、大久保、古宮地区全域

脇町にお住まいの方

会場 穴吹農村環境改善センター1階多目的ホール **時間** 午前9時30分～午後3時

月日	地区
2月16日(木)	柴床北、柴床南、中央、高校前、北町東之町、北町中之町・北町西之町、北島、本町、島口東、島口西、大工町、朝日町、落久保、中町、突抜町、東城山団地、西城山団地、佐城、段、芋尻
2月17日(金)	新町、別所上、別所浜東、別所浜西、木ノ内、野村東、野村西、川原町、岩倉
2月20日(月)	天王下、山路、池の端北部、東鎌倉、西鎌倉、池の端南部、浮島、稲田町、坂上町、中村、新道、西の丁、坂下、猪尻仲ノ町、友愛町、錦町、中樽井、西ノ久保、西上野北、西上野南、庄、土井、原、北庄、北庄団地、伏飛、古作
2月21日(火)	西大谷口、西大谷奥、東大谷口、東大谷奥、井口、小星、平帽子西、平帽子東、下中野、上中野、中八、長入、滝山、芋穴、梨子木、横倉、川原柴、暮畑、田上、馬木、助松、上の原、井口東
2月22日(水)	美村、赤谷、番所、落合、落合中央、黒北、藤川、中出、広棚、中熊、釜の池、宮井、夏子、土井の池、相平、清水下、清水上、御所野、古屋敷、金川、冬畑、阿串、櫛野
2月24日(金)	春日、拝東南、拝東北、拝中南、拝中北、拝西1、拝西2、拝北南、拝北
2月27日(月)	加重、上棚田、棚田、共進、開拓、下曾江南、下曾江北、大木原、中曾江、上曾江、八久保、新田、貞安

出張窓口を開設します ※穴吹農村環境改善センターに来ることが困難な方限定

事前
予約制

- 日時** 2月24日(金)、27日(月) 午前9時30分～午後3時
- 場所** 地域交流センターミライズ1階 会議のハコ
- 予約** 税務課(市・県民税担当) ☎52-5602

木屋平にお住まいの方

会場 木屋平複合施設3階301会議室 **時間** 午前10時～午後3時

月日	地区
3月9日(木)	森遠1、森遠2、森遠3、八幡(木屋平)、弓道、竹尾、堂久保、川原、内川地
3月10日(金)	三ツ木、貢、小日浦、竜の口、ピヤガイチ、南張西、南張東、南張上、向檜原、檜原上、檜原下、大久保、檜原谷、尾山、杖谷、桑柄、葛尾、菅藏、今丸、竹屋敷、二戸口、市初、二戸、川井上、川井下、川井奥、櫟木、麻衣、大北西、大北東
3月13日(月)	寺内、太合中、桃藪、太合奥、中尾山、川上1、川上赤石、川上2、川上3、川上4、谷口東、谷口中、谷口上、谷口西、滝の宮、谷口カケ



指定された日に申告できない という方は、

2月16日から3月15日まで(平日9時30分～午後3時)に
穴吹農村環境改善センター1階 多目的ホールで申告してください。
平日に来庁できない方は、**休日窓口**をご利用ください。

休日窓口開設について

事前
予約制

- 日時** 2月19日(日)、3月5日(日) 午前9時30分～午後3時
- 場所** 穴吹農村環境改善センター1階 多目的ホール
- 予約** 税務課(市・県民税担当) ☎52-5602

次に該当する方は、市役所で受付できませんので脇町税務署で確定申告をしてください。

- 青色申告、損失申告、雑損控除の申告
- 準確定申告(亡くなられた方)
- 土地建物、株式等の譲渡所得の申告
- 海外に居住している人を扶養とする申告
- 譲渡損失、配当所得、消費税の申告
- 住宅借入金等特別控除(初年度)の申告

脇町税務署の申告会場については8ページを確認!



脇町税務署の確定申告会場について

▶開設期間

2月16日(木)～3月15日(水) ※土・日・祝日を除く

※上記の期間より前でも、作成済みの申告書等の提出は受け付けています。

※贈与税や土地などの譲渡所得について申告相談を希望される方は、3月1日(水)以降にお越しください。

※会場への入場には、「入場整理券」が必要です。(作成済申告書の提出のみであれば不要です)

▶受付時間

午前8時30分～午後4時

※相談開始は午前9時から

※入場整理券の配付状況により、午後4時前であっても受付を終了させていただく場合があります。

☎ 脇町税務署 ☎ 52-1206

入場整理券について

当日配付またはLINEアプリを通じたオンライン事前発行(当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。)

オンライン事前発行の方法

- ①LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加
- ②「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択
- ③税務署や来場希望日時を選択
- ④内容を確認して「申込」をタップして完了

→入場時に申込完了画面を提示すれば入場できます。



国税庁
LINE公式アカウント

電話による申告相談をご利用ください

▶開設期間 平日 1月18日(水)～3月15日(水) 土日祝 2月19日・26日(日)

▶受付時間 午前8時30分～午後5時

自動音声でご案内します

脇町税務署(☎52-1206)にお電話いただき、自動音声案内に従い、『0』を選択してください。
※確定申告以外の国税に関する一般的なご相談を希望される方は、自動音声案内に従い、『1』を選択してください。「電話相談センター」へおつなぎします。

チャットボットでも相談ができます

AI(人工知能)を活用した税務相談チャットボット「ふたば」では24時間(メンテナンス時間を除く)質問を受け付けています。

チャットボット
「ふたば」



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の電子データをマイナポータルのお知らせで受け取れる電子送付サービスを開始しました

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の電子データを、マイナポータルのお知らせで受け取れる電子送付サービスを開始しました。令和5年1月からは、受け取った電子データを国税庁の提供するe-Tax等に取り込むことができ、簡単に確定申告や年末調整ができます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

☎ 阿波半田年金事務所 ☎ 0883-62-5350